

みやぎ「働く一歩」応援制度チャレンジ奨励金交付要綱

（趣旨）

第1 県は、長期間無業の状態や社会参加に向けた支援が必要な状況にある就職氷河期世代を含む中高年層（概ね35歳から59歳まで）等が、仕事や企業、社会などへの理解を深めることを目的として行われる、事業者の県内事業所における就業体験の参加者に対し、予算の範囲内においてみやぎ「働く一歩」応援制度チャレンジ奨励金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第2 この要綱における用語の定義は、それぞれ次の各号に定めるとおりとする。

- （1）就業体験 参加者がみやぎ「働く一歩」応援制度の受注者（以下「受注者」という。）に対して申し込みを行い、事業者の県内事業所において行う就業体験
- （2）参加者 長期間無業の状態や社会参加に向けた支援が必要な状況にある就職氷河期世代を含む中高年層等であって、国若しくは県の就労支援機関又は自立相談支援機関等から支援を受けており、就業体験に参加することにより就労等に結びつく可能性が高いと認められる者
- （3）事業者 県内に事業所を有する事業者

（補助金の交付対象者）

第3 この補助金の対象者は、第2（2）に定める参加者であって、受注者に対して申し込みを行い、事業者の県内事業所における就業体験に参加した者のうち、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団に関与していない者とする。

（補助金の額）

- 第4 補助金の交付額は、就業体験の参加者1人につき1日当たり5,000円に就業体験の日数を乗じて得た額とする。また、1日当たりの体験時間は5時間程度とする。
- 2 体験時間が2時間半から5時間未満の場合、補助金の交付額は、1日当たり2,500円とする。
 - 3 体験の回数は1人当たり2回までとする。
 - 4 補助金は 予算の範囲内で交付するものとする。

（交付の申請）

- 第5 規則第3条第1項の規定による交付申請書の様式は、別記様式によるものとし、就業体験に参加した日が属する年度の3月10日までに県に提出しなければならない。
- 2 規則第3条第2項の規定により交付申請書に添付しなければならない書類は、生年月日を証明できるものとする。

（交付決定）

第6 知事は、交付申請書の内容が適当と認められるときは、補助金の交付決定の内容及び交付すべき補助金の額を当該申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第7 第5に規定する交付申請書は、規則第12条第1項に規定する実績報告書を兼ねるものとする。

2 第6に規定する補助金の交付決定の通知は、規則第13条の規定による補助金の額の確定に係る通知を兼ねるものとする。

（補助金の交付の方法）

第8 補助金は、規則第13条の規定により補助金の額を確定した後、交付するものとする。

（補助金の返還）

第9 知事は、補助金の交付決定を受けた者又は交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

- （1）規則及びこの要綱の規定に違反したとき。
- （2）不正又は虚偽の申請により、補助金の交付決定を受けたとき。
- （3）その他知事が交付の決定を取り消す必要があると認めたとき。

（その他）

第10 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立し、かつ、当該補助金の財源となる国の交付金が採択された場合に、当該補助金にも適用する。
- 3 就職氷河期「働く一歩」応援制度チャレンジ奨励金補助金交付要綱（令和2年9月1日施行）は、廃止する。

別記様式

年 月 日

宮城県知事 殿

〔申請者：就業体験参加者〕

〒

住所

氏名

(電話番号)

みやぎ「働く一歩」応援制度チャレンジ奨励金交付申請書（兼実績報告書）

令和 年度みやぎ「働く一歩」応援制度チャレンジ奨励金の交付を受けたいので、補助金等交付規則第3条の規定により、次のとおり申請します。

記

1 生年月日等

生 年 月 日		年齢（R . 4. 1 現在）	
最終学歴 学校名	年 月（卒業、中退）		
就労支援を受けた機関※1			

※ 国又は県の就労支援機関若しくは自立相談支援機関等を記載

2 国又は県の就労支援機関等への登録状況

（登録している場合、機関名に○をつけ、名称等を（ ）内に記入してください）

	登録確認欄	機関名
1		ハローワーク（ ）
2		地域若者サポートステーション（ ）
3		県の就職支援施設 ☐ 「みやぎジョブカフェ」 ☐ 「みやぎシゴトサポートセンター大河原」 ☐ 「みやぎシゴトサポートセンター大崎」 ☐ 「みやぎシゴトサポートセンター石巻」 ☐ 「みやぎシゴトサポートセンター気仙沼」
4		その他の支援機関（ ）

※ 各施設で支援サービスが受けられるよう可能な限り複数の機関に登録してください。

3 添付書類

生年月日を証明するもの

4 振込先 （※申請者本人の口座を記載してください）

金融機関名		本支店名	
預金種別	普通 ・ 当座		
（フリガナ）			
口座名義人			
口座番号			（左詰で記入してください）

5 就業体験の実績、申請金額

	体験日	体験時間	体験内容	金額
1日目	年 月 日	時間		円
2日目	年 月 日	時間		円
3日目	年 月 日	時間		円
4日目	年 月 日	時間		円
5日目	年 月 日	時間		円
			合 計	円

※1 チャレンジ奨励金の申請金額は、参加者1人につき1日当たり5,000円に就業体験の実日数を乗じて得た額とする。ただし、実日数は原則5日、1日当たりの体験時間は5時間程度とする。

※2 体験時間が2時間半から5時間未満の場合、チャレンジ奨励金の申請金額は1日当たり2,500円とする。

※3 体験の回数は1人当たり2回までとする。

6 受入先事業者

受入先事業者 ※1	名 称	
	所在地	
	就業体験先 所在地※2	

※1 受入先事業者の名称及び所在地を記載してください。

※2 体験先所在地欄は、事業者の所在地とは別の場所で就業体験が行われた場合に、会場の所在地を記載してください。

7 誓約事項

チャレンジ奨励金の交付申請に当たり、以下の事項について誓約します。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団に関与していないこと。
- (2) 本事業で補助対象とする経費について、国、県、市町村その他公的支援機関等から同趣旨の補助金の交付を別途受けていないこと。
- (3) 本申請書に虚偽の記載のないこと。

年 月 日 申請者